

子育て支援のための

手当や医療費助成

市内在住の方で、乳幼児および児童、ひとり親、障がい児の各要件に当てはまる方は、申請することで、各種手当や医療費の助成が受けられます。

なお、どの制度にも所得の制限があり、該当しない場合もあります。

また、現在受給している方は、申請する必要はありません。

乳幼児・児童関係 助成制度

乳幼児医療費助成制度
対象：就学前の児童を養育し、各種健康保険に加入している方
内容：医療機関で支払う対象児童の医療費（保険診療の自己負担分）を助成

義務教育就学児医療費助成制度
対象：小学校1年生から中学校3年生までの児童を養育し、各種健康保険に加入している方

ひとり親関係助成制度
児童育成手当（育成手当）
対象：平成2年4月2日以降に生まれた方（平成20年度の場合）で、次の状態の児童を扶養している方

内容：医療機関で支払う対象児童の医療費（保険診療の自己負担分の1割）を助成
児童手当
対象：小学校6年生まで（12歳到達後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方
支給額（月額）
* 3歳未満の児童：1万円
* 3歳以上の児童：第1子および第2子50,000円、第3子以降1万円
必要なもの：はんこ、健康保険証（申請者と対象児童のもの）、申請者名義の振込み先口座（郵便局を除く）
要件により、ほかの書類が必要で

父または母が重度の障がいがある児童
父または母が死亡した児童
父または母が生死不明の児童
父または母が1年以上遺棄されている児童
父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
父が生死不明の児童
父に1年以上遺棄されている児童
父が法令により1年以上拘禁されている児童
婚姻によらないで生まれた児童
支給額（月額）：児童1人につき1万3,500円
ひとり親家庭等医療費助成制度
対象：児童育成手当（育成手当）の対象と同じ（障がいがある児童は20歳未満）
対象児童が児童福祉施設に入所している場合を除く
内容：医療機関で支払う申請者と対象児童の医療費（保険診療の自己負担分）を助成

父または母が重度の障がいがある児童
父または母が死亡した児童
父または母が生死不明の児童
父または母が1年以上遺棄されている児童
父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
父が生死不明の児童
父に1年以上遺棄されている児童
父が法令により1年以上拘禁されている児童
婚姻によらないで生まれた児童
支給額（月額）：児童1人につき1万3,500円
ひとり親家庭等医療費助成制度
対象：児童育成手当（育成手当）の対象と同じ（障がいがある児童は20歳未満）
対象児童が児童福祉施設に入所している場合を除く
内容：医療機関で支払う申請者と対象児童の医療費（保険診療の自己負担分）を助成

父または母が重度の障がいがある児童
父または母が死亡した児童
父または母が生死不明の児童
父または母が1年以上遺棄されている児童
父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
父が生死不明の児童
父に1年以上遺棄されている児童
父が法令により1年以上拘禁されている児童
婚姻によらないで生まれた児童
支給額（月額）：児童1人につき1万3,500円
ひとり親家庭等医療費助成制度
対象：児童育成手当（育成手当）の対象と同じ（障がいがある児童は20歳未満）
対象児童が児童福祉施設に入所している場合を除く
内容：医療機関で支払う申請者と対象児童の医療費（保険診療の自己負担分）を助成

母が重度の障がいがある児童
母が死亡した児童
母が生死不明の児童
母が1年以上遺棄されている児童
母が法令により1年以上拘禁されている児童
母が生死不明の児童
母に1年以上遺棄されている児童
母が法令により1年以上拘禁されている児童
婚姻によらないで生まれた児童
支給額（月額）：児童1人につき1万3,500円
ひとり親家庭等医療費助成制度
対象：児童育成手当（育成手当）の対象と同じ（障がいがある児童は20歳未満）
対象児童が児童福祉施設に入所している場合を除く
内容：医療機関で支払う申請者と対象児童の医療費（保険診療の自己負担分）を助成

母子家庭の方を支援します



母子家庭自立支援教育訓練給付金
母子家庭の母親の自立を促進するため、就業を目的とした教育訓練の講座を受講した場合、修了した方の受講料の一部を支給します。
対象：市内在住の20歳未満の児童を養育している母子家庭の母親で、次のすべに該当する方
* 児童扶養手当を受給しているか、それと同等の所得水準の方
* 受講開始日に、雇用保険法の教育訓練給付の受給資格のない方
* 講座を受講することが適職に就くために必要と認められる方
* 過去にこの給付金を受けなかったことのない方

母子家庭高等技能訓練促進費
母子家庭の母親が看護師、介護福祉士などの資格取得のため養成機関で修業する方に、一定期間生活の安定を図るための費用を支給します。
対象：市内在住の20歳未満の児童を養育している母子家庭の母親で、次のすべてに該当する方
* 児童扶養手当を受給しているか、それと同等の所得水準の方
* 修業年限が2年以上の養成機関に、一定の課程を修業、対象資格の取得が見込まれる方
* 就業または育児と修業の両立が困難と認められる方
* 過去にこの訓練促進費を受けたことのない方
対象資格：看護師（准看護師を含む）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師、その他市長が適当と認める資格
申請方法：事前相談が必要で、詳しくは、事前相談時にお知らせします。
母子自立支援プログラム策定事業：専門の相談員が母子家庭の方からの相談を受け、母子家庭自立支援プログラム策定事業を行っています。作成し

母子家庭高等技能訓練促進費
母子家庭の母親が看護師、介護福祉士などの資格取得のため養成機関で修業する方に、一定期間生活の安定を図るための費用を支給します。
対象：市内在住の20歳未満の児童を養育している母子家庭の母親で、次のすべてに該当する方
* 児童扶養手当を受給しているか、それと同等の所得水準の方
* 修業年限が2年以上の養成機関に、一定の課程を修業、対象資格の取得が見込まれる方
* 就業または育児と修業の両立が困難と認められる方
* 過去にこの訓練促進費を受けたことのない方
対象資格：看護師（准看護師を含む）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師、その他市長が適当と認める資格
申請方法：事前相談が必要で、詳しくは、事前相談時にお知らせします。
母子自立支援プログラム策定事業：専門の相談員が母子家庭の方からの相談を受け、母子家庭自立支援プログラム策定事業を行っています。作成し

母子家庭高等技能訓練促進費
母子家庭の母親が看護師、介護福祉士などの資格取得のため養成機関で修業する方に、一定期間生活の安定を図るための費用を支給します。
対象：市内在住の20歳未満の児童を養育している母子家庭の母親で、次のすべてに該当する方
* 児童扶養手当を受給しているか、それと同等の所得水準の方
* 修業年限が2年以上の養成機関に、一定の課程を修業、対象資格の取得が見込まれる方
* 就業または育児と修業の両立が困難と認められる方
* 過去にこの訓練促進費を受けたことのない方
対象資格：看護師（准看護師を含む）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師、その他市長が適当と認める資格
申請方法：事前相談が必要で、詳しくは、事前相談時にお知らせします。
母子自立支援プログラム策定事業：専門の相談員が母子家庭の方からの相談を受け、母子家庭自立支援プログラム策定事業を行っています。作成し

母子家庭高等技能訓練促進費
母子家庭の母親が看護師、介護福祉士などの資格取得のため養成機関で修業する方に、一定期間生活の安定を図るための費用を支給します。
対象：市内在住の20歳未満の児童を養育している母子家庭の母親で、次のすべてに該当する方
* 児童扶養手当を受給しているか、それと同等の所得水準の方
* 修業年限が2年以上の養成機関に、一定の課程を修業、対象資格の取得が見込まれる方
* 就業または育児と修業の両立が困難と認められる方
* 過去にこの訓練促進費を受けたことのない方
対象資格：看護師（准看護師を含む）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、理容師、美容師、その他市長が適当と認める資格
申請方法：事前相談が必要で、詳しくは、事前相談時にお知らせします。
母子自立支援プログラム策定事業：専門の相談員が母子家庭の方からの相談を受け、母子家庭自立支援プログラム策定事業を行っています。作成し

障がい児関係助成制度
児童育成手当（障害手当）
対象：20歳未満で心身に障がいがあり、その程度が次のいずれかに該当する児童を扶養している方
（児童福祉施設に入所している場合を除く）
知的発達障がい、愛の手帳1〜3度程度の児童
身体障がい、身体障害者手帳1、2級程度の児童
脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の児童
支給額（月額）：児童1人につき1万5,500円
特別児童扶養手当
対象：20歳未満で心身に障がいがあり、その程度が次のいずれかに該当する児童を扶養している方
（児童福祉施設に入所している場合、児童の障がいがある理由で年金を受給している方を除く）
知的障がい、愛の手帳1、2度および3度の一部の児童
身体障がい、身体障害者手帳1〜3級程度の児童
前述の同程度の疾病もしくは身体または精神の障がいのある方
支給額（月額）
* 手当等級1級：5万7,500円
* 手当等級2級：3万3,800円
必要なもの：はんこ、申請者名義の振込み先口座（児童育成手当は郵便局以外の口座、特別児童扶養手当は郵便局の口座）
申請者と対象児童の戸籍簿本、世帯全員の住民票の写し、障がいを証明する書類
要件により、ほかの書類が必要で

障がい児関係助成制度
児童育成手当（障害手当）
対象：20歳未満で心身に障がいがあり、その程度が次のいずれかに該当する児童を扶養している方
（児童福祉施設に入所している場合を除く）
知的発達障がい、愛の手帳1〜3度程度の児童
身体障がい、身体障害者手帳1〜3級程度の児童
前述の同程度の疾病もしくは身体または精神の障がいのある方
支給額（月額）
* 手当等級1級：5万7,500円
* 手当等級2級：3万3,800円
必要なもの：はんこ、申請者名義の振込み先口座（児童育成手当は郵便局以外の口座、特別児童扶養手当は郵便局の口座）
申請者と対象児童の戸籍簿本、世帯全員の住民票の写し、障がいを証明する書類
要件により、ほかの書類が必要で

障がい児関係助成制度
児童育成手当（障害手当）
対象：20歳未満で心身に障がいがあり、その程度が次のいずれかに該当する児童を扶養している方
（児童福祉施設に入所している場合を除く）
知的発達障がい、愛の手帳1〜3度程度の児童
身体障がい、身体障害者手帳1〜3級程度の児童
前述の同程度の疾病もしくは身体または精神の障がいのある方
支給額（月額）
* 手当等級1級：5万7,500円
* 手当等級2級：3万3,800円
必要なもの：はんこ、申請者名義の振込み先口座（児童育成手当は郵便局以外の口座、特別児童扶養手当は郵便局の口座）
申請者と対象児童の戸籍簿本、世帯全員の住民票の写し、障がいを証明する書類
要件により、ほかの書類が必要で

障がい児関係助成制度
児童育成手当（障害手当）
対象：20歳未満で心身に障がいがあり、その程度が次のいずれかに該当する児童を扶養している方
（児童福祉施設に入所している場合を除く）
知的発達障がい、愛の手帳1〜3度程度の児童
身体障がい、身体障害者手帳1〜3級程度の児童
前述の同程度の疾病もしくは身体または精神の障がいのある方
支給額（月額）
* 手当等級1級：5万7,500円
* 手当等級2級：3万3,800円
必要なもの：はんこ、申請者名義の振込み先口座（児童育成手当は郵便局以外の口座、特別児童扶養手当は郵便局の口座）
申請者と対象児童の戸籍簿本、世帯全員の住民票の写し、障がいを証明する書類
要件により、ほかの書類が必要で

B型・C型 ウィルス肝炎 インターフェロン 治療医療費助成

保険診療の患者負担額から表の階層区分に応じた月額が助成されます。
対象：都内に住所があり、都指定の肝臓専門医療機関でB型・C型肝炎のインターフェロン治療が必要と診断された方。申請書類提出後に、東京都が審査・認定します。
持ち物：B型・C型ウィルス肝炎インターフェロン治療医療費助成申請書
B型・C型ウィルス肝炎インターフェロン治療医療費助成のための診断書
健康保険証の写し、高齢受給者証などの写し（該当の方）、住民票（世帯全員の記載されたもの）、住民税の課税状況を証明

する書類（住民票上の世帯全員分）
既存のC型ウィルス肝炎インターフェロン治療医療費助成制度で認定されている方も新制度に変更できますが、6月末までに手続きが必要です。
助成期間：申請した月の初日から1年間（更新不可）
申請・問合せ：障がい者支援課障がい者相談係（内線2617）

表 B型・C型ウィルス肝炎インターフェロン治療医療費助成 階層別自己負担上限額

階層区分	同一世帯の方全員の住民税(所得割)の課税年額合計額	自己負担上限額
H	住民税非課税世帯の方(所得割・均等割ともに)	なし
A	65,000円未満	月額... 1万円
B	65,000円以上235,000円未満	月額... 3万円
C	235,000円以上	月額... 5万円